

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	漁政課	検索番号	3 - 2
法令名	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令	根拠条項	3 - 1	
許認可等	改善計画の変更認定			
(根拠規定)				
漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令 第3条第1項 法第4条第1項の認定を受けた漁業者(当該認定に係る改善計画に従い設立された法人を含む。第3項において同じ。)又は漁業協同組合等は、当該認定に係る改善計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けなければならない。				
(許認可等の基準)				
漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令 第3条第2項 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の認定の申請があつた場合において、当該変更が法第4条第3項各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、前項の認定をするものとする。				
愛媛県漁業経営改善計画認定要領(平成14年7月25日伺定め) 第4の3 知事は、改善計画の変更の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、当該変更が第3のいずれの規定にも適合するものであると認めるときは、認定をするものとし、申請者にその旨を通知するものとする。				
また、認定しないこととしたときは、申請者に理由を付してその旨を通知するものとする。				
(その他)				